

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：(株)大和興業

業者の住所：愛媛県西宇和郡伊方町湊浦875番地

2 指名停止措置期間：令和4年1月24日から同年2月23日まで(1か月)

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県)

4 事実概要

(株)大和興業は、愛媛県等発注の工事において、建設業法に基づき、主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を当該工事の主任技術者として配置していたことが、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当することから、令和3年12月22日、愛媛県知事から監督処分(指示処分)を受けた。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内